

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和元年8月7日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900093号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900011号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①、②及び③並びに請求期間④のうち平成21年8月1日から平成22年1月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日までの期間及び同年9月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年12月から平成16年3月までの期間、平成17年4月から同年7月までの期間、平成18年12月から平成19年3月までの期間、平成21年8月から同年12月までの期間、平成22年3月及び同年9月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成15年12月から平成16年3月までの期間、平成17年4月から同年7月までの期間、平成18年12月から平成19年3月までの期間、平成21年8月から同年12月までの期間、平成22年3月及び同年9月から同年11月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月から平成16年3月までの期間、平成17年4月から同年7月までの期間、平成18年12月から平成19年3月までの期間、平成21年8月から同年12月までの期間、平成22年3月及び同年9月から同年11月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間①のうち平成16年2月1日から同年3月1日までの期間、請求期間②のうち平成17年4月1日から同年7月1日までの期間、請求期間③のうち平成19年1月1日から同年3月1日までの期間及び請求期間④のうち平成22年9月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年2月、平成17年4月から同年6月までの期間、平成19年1月及び同年2月並びに平成22年9月から同年11月までの期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成16年2月、平成17年4月から同年6月までの期間、平成19年1月及び同年2月並びに平成22年9月から同年11月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額(別表の第6欄に掲げる標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保

険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 1 日から平成 16 年 4 月 1 日まで
② 平成 17 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
③ 平成 18 年 12 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日まで
④ 平成 21 年 8 月 1 日から平成 22 年 12 月 1 日まで

私は、A社から毎月給与支給日に給与とは別に賞与仮払が支給され、賞与仮払から厚生年金保険料が控除されていたが、国の記録では請求期間①から④までについては、賞与仮払が厚生年金保険の記録に反映されていないので、各請求期間の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求者は、請求期間①から④までの期間について、A社が毎月支給していた賞与仮払が年金記録に反映してないことから、年金記録の訂正を求めているところ、B年金事務所は同社が支給していた賞与仮払について、毎月被保険者に対して支払があるため、当然報酬月額に含めるものと思料する旨回答していることから、当該賞与仮払については報酬月額に含めることが妥当である。

請求期間①、②及び③並びに請求期間④のうち平成 21 年 8 月 1 日から平成 22 年 1 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る給与支給明細書、仮払金明細書及び賞与支給明細書（以下「給与支給明細書等」という。）並びに元事業主の代理人及びB年金事務所の回答により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（別表の第 3 欄）並びに当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額（別表の第 4 欄）

又は当該期間における各月の報酬月額に見合う標準報酬月額(別表の第5欄)は、いずれも別表の第2欄に掲げるオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額より高額であることが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成15年12月から平成16年3月までの期間、平成17年4月から同年7月までの期間、平成18年12月から平成19年3月までの期間、平成21年8月から同年12月までの期間、平成22年3月及び同年9月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書等により認められる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成15年12月から平成16年3月までの期間、平成17年4月から同年7月までの期間、平成18年12月から平成19年3月までの期間、平成21年8月から同年12月までの期間、平成22年3月及び同年9月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主の代理人は、当該期間について、請求どおりの届出を行ったか不明、請求どおりの届出に見合う厚生年金保険料は納付していない旨回答しているところ、給与支給明細書等において認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間について、給与支給明細書等で認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額に見合う標準報酬月額の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)は、請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間④のうち平成22年1月1日から同年3月1日までの期間及び同年4月1日から同年9月1日までの期間については、給与支給明細書等で認められる当該期間に係る厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、同

法による訂正は認められない。

2 請求期間①のうち平成16年2月1日から同年3月1日までの期間、請求期間②のうち平成17年4月1日から同年7月1日までの期間、請求期間③のうち平成19年1月1日から同年3月1日までの期間及び請求期間④のうち平成22年9月1日から同年12月1日までの期間について、給与支給明細書等により、別表の第3欄及び第4欄に掲げるとおり、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

したがって、平成16年2月、平成17年4月から同年6月までの期間、平成19年1月及び同年2月並びに平成22年9月から同年11月までの期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第7欄に掲げる標準報酬月額に訂正することが必要である。

なお、平成16年2月、平成17年4月から同年6月までの期間、平成19年1月及び同年2月並びに平成22年9月から同年11月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額（別表の第6欄に掲げる標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

〈別表〉

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン 記録の標準 報酬月額 (訂正前)	厚生年金保 険料控除額 に見合う標 準報酬月額	本来の報酬 月額に見合 う標準報酬 月額	報酬月額 に見合う 標準報酬 月額	厚生年金特例 法による訂正 後の標準報酬 月額	厚生年金保険 法75条本文該 当による訂正 後の標準報酬 月額
平成15年12月	30万円	41万円	38万円		38万円	
平成16年1月	30万円	38万円	38万円		38万円	
平成16年2月	30万円	36万円	38万円		36万円	38万円
平成16年3月	30万円	38万円	38万円		38万円	
平成17年4月から 同年6月まで	26万円	32万円	34万円		32万円	34万円
平成17年7月	26万円	34万円	34万円		34万円	
平成18年12月	28万円	38万円	38万円		38万円	
平成19年1月	28万円	36万円	38万円		36万円	38万円
平成19年2月	28万円	34万円	38万円		34万円	38万円
平成19年3月	28万円	38万円	38万円		38万円	
平成21年8月	26万円	34万円		30万円	30万円	
平成21年9月から 同年11月まで	24万円	28万円		26万円	26万円	
平成21年12月	24万円	32万円		36万円	32万円	
平成22年3月	24万円	30万円		28万円	28万円	
平成22年9月から 同年11月まで	19万円	20万円	22万円		20万円	22万円

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900105号
厚生局事案番号 : 東北(国)第1900004号

第1 結論

昭和54年1月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年1月から平成元年3月まで
国の記録では、請求期間は保険料の未納期間となっているが、私の母親が私の請求期間の保険料を納付していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の同手帳記号番号は、A市において昭和54年3月3日に払い出されていることが確認できることから、請求期間は現年度納付又は過年度納付が可能な期間である。

しかしながら、A市から提出された請求者に係る国民年金被保険者記録票(電子データ)によると、請求期間は「定額納付未納」と記録されていることが確認でき、オンライン記録と一致している上、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)において、昭和36年4月から昭和56年3月までの保険料納付記録欄が確認できるところ、請求期間のうち昭和54年1月から昭和56年3月までの期間に係る保険料が納付された記録は見当たらない。

また、請求者は、請求者の母親がいつごろ、どこで、どのような方法で保険料を納付していたのか分からない、また、母親は聴取することが困難な状態である旨陳述していることから、請求期間に係る保険料の具体的な納付状況を確認することができない。

さらに、請求者の住民票及び戸籍の附票によると、請求者はA市以外に住所を異動した記録が無い上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムにより氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払

い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者及び請求者の母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。